

## 平成 30 年度第 2 回神戸市市民福祉調査委員会議事要旨

- ◇日時 平成 31 年 1 月 16 日（木）午後 4 時 00 分～5 時 13 分
- ◇場所 神戸市役所 1 号館 28 階第 4・第 5 委員会室
- ◇議題 今後の神戸市市民福祉調査委員会について
- ◇報告 障害者の超短時間雇用創出に向けた取り組みについて

### 1. 副委員長選任

前回保留としていた副委員長に大和委員を選任。

### 2. 議題

#### (1) 今後の神戸市市民福祉調査委員会について

事務局より資料 3、4 の説明

○再編案の(3)の「(仮称)成年後見専門分科会」の立ち上げで、議論すると書いてあるが、どのような形のものになるのか。

●高齢者や障害者の権利擁護を成年後見の利用促進法の要請に基づいて検討していく。現在、社会福祉協議会の「こうべ安心サポート委員会」でニーズへの対応や、市民後見人の養成に関して検討しているが、ますます高まるニーズに応えるために、行政としてどのような対応を行っていくか、これをこの市民福祉調査委員会の体制の中に位置づけて、政策として検討していければと考えている。

○どのようなメンバーか。

●メンバーは、学識経験者や弁護士、司法書士、社会福祉士、あるいは利用者の方からも一部代表に加わっていただいて、検討していければと思っている。

○今度これを立ち上げることによって、現状の問題・課題がどう克服できるのか、改善できるのかを、大枠で結構なので、少し教えていただきたい。

●現状に関しては、年々増加するニーズに対する対応として、社会福祉協議会・市・区社協が連携してやっているところだが、さらにニーズが増えてくるため、それに対してより機動的に対応していくために、専門職団体との連携を強化していく必要がある。そういったことを市民・事業者・行政が一体となって検討するこの調査委員会で考えていきたいと

思っている。

○この体制図だが、障害の場合、知的障害や発達障害というのは、この体制図のどの分科会に入ると理解すればいいか。「身体障害者福祉専門分科会」というところが、あえて「身体」が要るのか、それとも「障害者福祉専門分科会」になるのか。

●障害の専門分科会は、いずれも法定の分科会（審議会）である。社会福祉法の社会福祉審議会の下にぶら下がっている審議会が、精神保健福祉専門分科会と身体障害者福祉専門分科会。基本的には、手帳を交付する、あるいは自立支援医療の判定をするための法上の委員会という言い方がおそらく適切だと思う。障害者施策全般においては、障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会で議論するという形になっている。ただ、そういう法定の審議会が市民福祉調査委員会になじむのかという問題があるので、そういったところも踏まえて、親会のほうは括弧を書いているが、あくまで社会福祉審議会の分科会であることを明確にして運用しようということも考えているので、ご理解のほどをよろしく願いしたい。

○成年後見があるということで、行政上や法的な決定権が非常にスムーズに進み、当事者の方の福祉が進みやすくなるということは、本当にありがたいことだと思っている。

ただ、成年後見専門分科会について、できればということで要望だが、救急医療において、例えば、意識障害のある患者の後見制度の問題や、倫理的な問題もあわせて考えただけだと大変助かるので、ぜひ臨床倫理アドバイザーや法令に基づいた措置ができるような弁護士の方も含めて、メンバーをぜひご検討いただきたい。そうすると我々医療者としては大変助かると思っているので、よろしく願いしたい。

●その点を踏まえてメンバー選定をして、また随時報告させていただきたい。

○確認だけさせていただきたいが、15名以内の会議が2つできる。学識経験者等の15名の委員が、市長が指名されるか何かして選ばれて、その会議の内容のことに關しては、もう一度この市民福祉調査委員会の中で報告なり、審議が行われるということによろしいか。

●はい。その通りである。

○先ほど局長からお話があった様に、社会福祉審議会に該当するものを一つのくりにして、下のほうに列挙している。そして、それに加えて成年後見の分科会が設けられるというのが一つ。それから、市民福祉条例でうたっているような新たな問題、総合的な問題、それに対して、計画を作り検証するということと、新たな問題のテーマへの挑戦ということで、2つの会議を立ち上げるという趣旨だと思う。

私自身もこの市民福祉調査委員会をずっとさせていただいているが、数年前にひきこもりで困っているという市民のお声をいただき、なかなかそれに対応できるような部署や、あるいは計画づくりというのがなかったので、本当にやり残した宿題のまま。市民福祉というのは、各自治体の先駆を切るような神戸の位置づけと考えていたので、市民福祉条例を根拠とした意思決定の機関によって、まさしくそういう市民の声にこたえられるようなスピードあるいは実効性の意思決定、そして、新たなあるいは狭間の問題等々に果敢にチャレンジできるような意思決定をする。その上で、行政あるいは議会に提案できるようなものが必要だと思う。長年の宿題を、遅まきながらも対応できるのかなと期待をしている。

皆さんからご質問、ご意見がなかったら、一応こういう形で進めさせていただくということでもよろしいか。（「異議なし」の声）。

### 3. 報告事項

#### (1) 障害者の超短時間雇用創出に向けた取り組みについて

事務局より資料5の説明及びスライド投影

○このプロジェクトのことは少し前に伺っていたが、すごくすばらしいと思う。「これができないといけない。これができないのだったら、もう仕事はできないよ」ではなくて、「これができる」「これをしてほしい」というところに特化して、少しでも働いていただけるというのはすばらしいと思った。

ちょっと確認だが、このプロジェクトの「超短時間雇用創出コーディネーター」というのは、ジョブコーチと似ているが、考え方としては、ジョブコーチと同じ働きと思ってよろしいか。

●基本的には同じで、企業の開拓をされる方はまた別途にいるので、超短時間に限って、障害特性とマッチングを密度濃くやっていただくとご理解いただければと思う。

○垂水商店街で非常にニーズがあるということだったが、他の地域でもそのような雇用の機会があると思うので、是非進めていただきたいと思う。

○非常にすばらしい試みだなと思ったが、一つだけ気がかりなのは、受け入れる側がかなり十分な理解を持っていないとうまくいかないということ。初期の段階のモデル事業のときは、様々な専門家が入っているかと思うが、数が増えれば増えるほど、そこの部分をどう担保するかということが出てくると思う。

成功体験を積み重ねるのが非常に大切だということが、大事なポイントだと思うが、一方で、1回失敗してしまうと、すごく落ち込んでしまって、次に立ち直れないという方もいるということもあるので、そのあたりのことを考えていくと、かなりこの仕組みを維持していく、受入先をどのようにしていくかというところを考えていく必要があるかなと思った。

○結構長いスパンで全体の事業を見ていく、そして、改善点なりを考えて、フォローしていくという体制が必要だというご指摘だった。

○すばらしい取り組みだと思う。こういう一つのスキームと言うか、超短時間雇用という形態をつくっていただくと、非常に障害の人の「しごと」という概念の中の可能性がすごく広がっていくのかなと感じる。

垂水区だけでなく、各区に一つこういうモデル的なものをつくっていければと思うので、またよろしくお願ひしたいと思う。

○先ほど私がちょっと指摘したが、ひきこもりの人たちの社会参加への第一歩としてのステップとしてもこれは有効かもしれないので、またその汎用性と言うか、またご検討いただければと思う。

○就労継続支援B型事業所との併用というところだが、実は知っているNPO法人から、ここが非常にネックで困っていると聞いていた。また、20時間がどうしても壁で、なかなか次に進めないということを聞いていたので、これができる、と、すごく前に進むのかなと思っている。

もう一つは、障害者の雇用率のところ。カウントされないということだが、こう変えていけばもっと増えるのではないか。企業にとってもカウントしてもらおうと、もっと採用する。例えば、2人で0.5になるとか、そういう発信を神戸市からしていけば、この制度はもっと活用できるのではないか。

●説明不足だったが、雇用率が中小企業は対象外になっているため、もともと法定雇用率に対するインセンティブがない。今回垂水の商店街に目をつけたのは、本当に人手不足で困っているというのが一つ。

それと、この短時間雇用というのは、主に精神障害、それから発達障害に適したスキルである。この障害特性の理解やスキルというのは、市内に4カ所しごとサポートがあるが、どこでも持っているわけではない。社会福祉法人すいせいは、もともと精神障害者の作業所からスタートされて、今は、学園都市の大学の発達障害の学生の就労アドバイスまでや

っている。東京大学の近藤先生は、ソフトバンクや大企業と組んでやっていたが、社会福祉法人すいせいとだったらできるということで、成功しているということ。

我々が想像するよりも、この商店街の人手不足というのはすごくて、本当に猫の手も借りたい状況。ところが、実際に雇うといっても、この人手不足で、しかも魚屋やパン屋は、かなりきつい仕事である。それを障害者が短時間でもやってくれるということがあった。保健福祉局の食品衛生協会というのが出てきたが、食べ物を扱う協会には割とそういう仕事がある。このような形で今垂水の商店街に入り込んでいるということなので、もう少しノウハウがたまってから他の地域へという風には思っている。

○小規模の商店で、コーディネートされる方がしっかりしておられて、だからこそ今、成立している。これは、実際に定着した後のフォローアップをどうやっていくかというのが一番大事なんだろうと感じた。

法定雇用率の話については、当然事業所にとってはそれも関心事だが、大きな規模でやったときにうまくはまるかどうかというのはちょっと分からない。20時間未満のところであつても法定雇用率に反映されれば、事業所にとってはインセンティブになるので、汎用性が高まっていけばいいと思う。

○これを大きく広げていくという意味でも、やっぱり地域とどう関わっていくか、そういうところも考えていかなければいけないのではないかなと思う。

今後地域のサポートする仕組みが必要になってくると思うが、どのようにお考えか。

●地域のサポートは、とても大事だと思う。やはり理解をしていただくだけではなくて、さらにやってみて意外に助かるなという実感を積み上げるしかないと思う。例えば、垂水の事例で言うと、食品衛生協会の理解のもとに、いろんなところを紹介したり、広報もやっていたりといったこともある。その地域、地域ごとにいろんな方とネットワークを組むことが大切だと思う。これからもそういうことをやっていきたいと思う。

○「しごと」というところが、お給料をもらって活動する仕事につながるのが自立にはすごくいいと思うが、そのファーストステップにボランティアとして関わるということもあってもいいのかなと思っている。神戸の事例ではないが、若者サポートステーションの相談に来ているひきこもりの若者に、朝起きるというトレーニングのために、朝10時にNPOに来てもらったことがある。2時間の封入作業を手伝ってもらうところから少しずつコミュニケーションをとっていき、少しずつ関わりが増えてきて、実際にそのままアルバイトに繋がったというケースもあった。コーディネーターが配置されるというのはすごく

大事なことだと思うので、お金が発生する仕事も当然あったらいいとは思いますが、むしろ地域の中で商店街のまちづくり活動にちょっとだけ関わってもらうとか、コーディネーターの視野が広がって、NPO等いろんなところに繋がるような、そういうボランティアということもあっていいのかなと感じた。

○社会参加の一環として、「雇用」とか、「就労」という言葉を使わずに、あえて神戸では「しごと」というのを使っている。そういう意味では、広く考えて、ボランティア、あるいは社会参加。ただし、それが、障害者に対する搾取や虐待にならないようにという視点は欠かすことはできないと思うが、かなり広く「しごと」というものを柔軟に考えていって、そして取り組んでいく。それが社会参加であり、まちづくりであるという方向で神戸は取り組んでいるのだろうなと思った。